

令和5年度 第2回芦屋市指定管理者選定・評価委員会

(美術博物館・谷崎潤一郎記念館) 会議要旨

日 時	令和5年9月21日(木) 10:00 ~ 12:00
場 所	芦屋市役所北館4階 教育委員会室
出席者	<p>委員長 和田 聡子 副委員長 岡 泰正 委 員 石井 隆之 豊田 孝二 山野 英嗣</p> <p>市出席者 企画部 部長 上田 剛 マネジメント推進課 課長 三柴 哲也 マネジメント推進課 係長 井上 裕士 マネジメント推進課 係員 山下 智大</p> <p>事務局 生涯学習課 課長 田嶋 修 生涯学習課管理係長 石田 直也 生涯学習課文化財係長 竹村 忠洋</p>
事務局	生涯学習課
会議の公開	■非 公 開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会議運営に関する説明等
- (3) 報告事項
 - ア 第1回指定管理者選定・評価委員会後の修正について
 - イ 応募状況
 - ウ 質問及びその回答
- (4) 協議事項
 - ア 第一次選考(書類審査)について(欠格事項・予定価格を超える法人の確認)
 - イ 面接審査の実施方法について
 - ウ その他
- (5) 次回の委員会日程について
- (6) 閉会

2 提出資料

- 資料1 01_第2回開催案内
 - 資料2 02_選定委員名簿（配布用）
 - 資料3 03_会議次第
 - 資料4 04_第1回選定委員会修正箇所
 - 資料5 05_募集要項
 - 資料6 06_業務仕様書
 - 資料7 07_審査要領
 - 資料8 08_選定基準
 - 資料9 09_応募法人一覧表
 - 資料10 10_募集要項に関する質問及び回答一覧
 - 資料11 11_第2回指定管理者選定・評価委員会（面接審査の実施方法について）
 - 資料12 12_参考資料：市加入の保険内容（選定委員会1回目資料）
- 応募書類一式

3 審議経過

(1) 開会

事務局：定刻になりましたので、ただ今から第2回芦屋市指定管理者選定・評価委員会（美術博物館・谷崎潤一郎記念館）を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

進行は和田委員長にお願いしたいと思います。宜しく願いいたします。

委員長：皆様、おはようございます。早速ですが、お手元の次第に沿って会議を進めたいと思います。まず資料の確認を事務局からお願いします。

事務局：それでは、資料の確認をいたします。

- ・委員名簿
- ・会議次第
- ・第1回選定委員会修正箇所一覧
- ・募集要項（修正後のもの）
- ・業務仕様書（修正後のもの）
- ・審査要領（案）
- ・選定基準（案）
- ・応募法人一覧
- ・質問及び回答一覧
- ・面接審査の実施方法について（案）
- ・各施設の加入保険内容（参考資料として）
- ・応募書類一式

(2) 会議運営に関する説明等

和田委員長：では、本委員会の成立要件の確認をいたします。事務局から報告をお願いします。

事務局：本日は委員定数5名中、5名のご出席をいただいております、過半数のご出席がございますので、本委員会は成立しております。

和田委員長：次に、本委員会の公開、非公開についてお諮りいたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、同条例第19条により、非公開情報が含まれる事項の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。

本日の審議におきましては、書類審査があり、公開することで審議の円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるため、非公開とすべきと考えております。

事務局：事務局から説明がありましたが、会議を非公開とすることにご異議はございますか。

----- 異議なし -----

和田委員長：それでは、会議を非公開に決定します。

次に、議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべき、とされているところですので、そのように取り扱いたいと考えております。よろしくお祈りいたします。

和田委員長：以上のご説明で、特に異議ございませんか。

----- 異議なし -----

和田委員長：それでは、議事録の取扱いにつきましては、発言者名を含め、「非公開の趣旨を損なわない範囲で公開」とさせていただきます。

次に、応募法人と各委員との利害関係について事務局から報告をお願いします。

事務局：9月1日の募集締め切り後、各委員に対して応募法人との利害関係の有無についてメールで確認をさせていただいております。9月21日現在、どなたも利害関係は無いとのご回答をいただいておりますので、委員の交代はございません。以上です。

和田委員長：はい、ありがとうございます。では、委員の皆様は接触がないということで、引き続き進めてまいります。

(3) 報告事項

和田委員長：それでは、報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局：次第にそって報告

和田委員長：今の事務局の報告につきまして、委員の皆様、何か御質問、確認ございませんでしょうか。特になければ、次に移りたいと思います。

(4) 協議事項

ア 第一次選考（書類審査）について（欠格事項・予定価格を超える法人の確認）

和田委員長：まず、第一次選考（書類審査）について事務局から説明をお願いします。

事務局：第一次選考（書類審査）について説明

和田委員長：一応、応募法人の資料で予定価格を下回っているというところで、価格面では大丈夫だということです。あと、経営状態及び管理運営全体について懸念があるかどうかですが、先生方、書類をご覧になられた範囲で、施設、会計を含めて何かご意見をいただきたいと思います。

石井委員：決算書を見る限りは、何の心配もないとは思っています。グローバルコミュニティというのは、今回からジョイントで入られた会社になりますか。

事務局：いえ、前回から入られています。正確に言いますと、前期が令和元年から5年度までの期間になりますが、それより以前から既に入っていっしやる形になります。

石井委員：はい。他にちょっと聞きたいところはありますが、それは事業者に聞いたほうが良いと思いますので、面接審査の際にお伺いしたいと思います。

和田委員長：その他、いかがでしょうか。

岡委員：最近はずごい光熱水費の上昇があつて、よく東京の科学博物館が、収蔵庫での空調に関して、クラウドファンディングでお金を集めているとかつていう話があります。今、ここでの話なのかどうか分かりませんが、光熱水費が上がるとか、ウクライナの戦争の影響で展覧会で使用するいろんな木材が入って来ないため、パネル代が上がる、造作費が上がるとか、美術・博物館での陳列や、輸送料、保険料率、全体に高騰しています。これに関してはどう見させていただければいいでしょうか。

事務局：前年5カ年の実績額というものをベースとして考えていますが、近年の物件費、人件費、光熱水費も含めての高騰の割合などを今後5年間どれくらい上がるかというのを積算しまして、指定管理料の上限というのを設定させていただいております。そのため、一応、近年の高騰部分と今後5年間の高騰部分については、ある程度見越した額を上限として設定した上で御提案をいただいているような形にはなっています。

岡委員：ありがとうございました。

和田委員長：募集要項の22ページ、23ページに記載がある指定管理者と芦屋市も責任分担の部分ですね。今、岡副委員長からのご発言のように、いろんなことでインフレ状況で、美術・芸術とか、生活ももちろんですが、こういう部分に非常に跳ね返ってきますので。

岡委員：現実に見積もり合わせをした時にもかなり高騰しています。もうその金額では受けられないとかつていう事態がありえます。輸送や印刷費に関しても、現場はご苦労されていると思います。これだけの提案内容を達成しようと思えば、今後は想定以上のコストがかかって、今までと同じような展覧会ができないとか、同じように展覧会を買うことが難しいとか、そもそも展覧会経費は近年の1.3倍ぐらいになっているとかもよく言われています。インクルードされているのであれば、それは問題ないと考えておきます。

和田委員長：入館料の値上げの幅は結構ありますね。上限までは設定されないのでしょうか。

事務局：今までの入館者数と価格の対比をして、次の展覧会の目標入館者数を見越して、指定管理者でこれくらいが妥当かなという金額に設定いただいている形です。

石井委員：条例上、入場料300円がありますが、今のお話は個別の展覧会の値段設定の話とい

う認識でよろしいでしょうか。

事務局：はい。条例上で300円で設定しているものは、いわゆる常設展と言われるものでして、今、運営上、ほぼその価格は使っておりません。1 展覧会ごとにこの内容でこの入館料で実施させていただきますという御提案をいただきまして、それに対して条例上承認させていただいて、運営いただく形となっております。

石井委員：ありがとうございました。

岡委員：割引のことですが、美術博物館、谷崎潤一郎記念館は65歳以上が高齢者として割引の対象なのですか。

事務局：はい。

岡委員：それは、半額になるとか無料になるとかですか。

事務局：条例上、半額となります。

岡委員：それは、芦屋市内関係なく、どこのかたでも65歳以上を証明するものがあれば、半額ですよね。

事務局：はい。

岡委員：私どもの館もそうですが、65歳以上は半額という部分が結局、収入のネックになります。でもそれはなかなか撤廃できない。例えば大阪は高齢者の半額などの運用はしてないですけど。芦屋市の場合は特別展に関しても半額でということになる。設定を上げるにしても上限が2,030円ということであれば、まだ伸び代はあると思います。最近は、1,800円とか2,000円とかものすごくお金を取る時代になりつつあって、2,000円を超える可能性が催しによっては出てきます。美術博物館的には、まだそういう大規模展というのは難しいかもしれませんが、それをしたいと言ったときに、条例が頭を押さえることにならないように、改正しないといけないという可能性があります。なかなかそういう部分で、ブレーキとアクセルがうまくいかない。運営上これで、何とかやられているけれども、美術博物館の経営ということで考えれば厳しくなってくる可能性が出てくると思います。

和田委員長：はい、そうしましたら、他に質疑がないようですので、書類審査第一次選考は、「除外される法人等はない」ということで進めていきたいと思っております。

イ 面接審査の実施方法について

和田委員長：次に面接審査の実施方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局：面接審査の実施方法について説明

和田委員長：ありがとうございました。当日のプレゼンで我々が質問するときには、バランスよく質問を考えながらできると思いますので、また審査のところでお聞きいただければと思います。委員の皆様、今の事務局の御説明につきまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。御質問なければ、「その他」ということとなります。事務局よろしくをお願いします。

事務局：今回、本日はその他といたしましては、特にございませぬ。

和田委員長：そうしましたら、協議事項まで終了となります。

次回の委員会の日程について、事務局の説明をお願いします。

事務局：第3回目につきましてですけれども、10月16日月曜日を予定しております。開催時間につきましては、追って連絡させていただきます。なお、場所につきましては、市役所北

館4階教育委員会室にて開催を予定しております。よろしくお願いいたします。

和田委員長：そうでしたら、本日の議題は全て終了いたしましたので、ここで委員会を終了いたします。皆様、ありがとうございました。

(6) 閉会